

令和2年第5回津南町議会臨時会会議録

(11月30日)

招集告示年月日		令和2年11月24日		招集場所		津南町役場議場	
開 会	令和2年11月30日午前10時00分			閉 会	令和2年11月30日午前10時26分		
応招・ 不応招 出席・ 欠席の別	議席番号	議員名	応招等の別	議席番号	議員名	応招等の別	
	1番	滝沢元一郎	応・出	8番	村山道明	応・出	
	2番	小木曾茂子	応・出	9番	恩田稔	応・出	
	3番	久保田等	応・出	10番	栗原洋子	応・出	
	4番	関谷一男	応・出	11番	津端眞一	応・出	
	5番	桑原義信	応・出	12番	草津進	応・出	
	6番	筒井秀樹	応・出	13番	風巻光明	応・出	
	7番	石田タマエ	応・出	14番	吉野徹	応・出	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の職・氏名 (出席者： ○印)	職名	氏名	出席者	職名	氏名	出席者	
	町長	桑原悠	○	税務町民課長			
	副町長	根津和博	○	農林振興課長			
	教育長			観光地域づくり課長			
	農業委員会長			建設課長			
	監査委員			教育委員会教育次長			
	総務課長	村山詳吾	○	会計管理者			
	福祉保健課長	鈴木正人	○	病院事務長			
職務のため出席した者の職・氏名		議会事務局長	野崎健	議会事務局班長	石田剛士		
会議録署名議員	4番	関谷一男		9番	恩田稔		

[付議事件]

(11月30日)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 65 号 令和 2 年度津南町一般会計補正予算（第 9 号）
- 日程第 4 { 議案第 66 号 津南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 { 議案第 67 号 津南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 { 議案第 68 号 津南町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 発議案第 12 号 津南町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の提出について

議長の開議宣告

議長（吉野 徹）

ただいまから令和2年第5回津南町議会臨時会を開会し、これより本日の会議を開きます。

—（午前10時00分）—

議事日程の報告

議長（吉野 徹）

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日 程 第 1 会議録署名議員の指名

議長（吉野 徹）

会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、本臨時会の会議録署名議員に、4番、関谷一男議員、9番、恩田稔議員の両議員を指名いたします。

日 程 第 2 会期の決定

議長（吉野 徹）

会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日一日限りとしたいと思います。

これに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日一日限りと決定いたしました。

日 程 第 3

議案第65号 令和2年度津南町一般会計補正予算（第9号）

議長（吉野 徹）

議案第65号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

議案第 65 号について御説明申し上げます。

総務課関係では、歳入で普通交付税の増。歳出でニュー・グリーンピア津南運営支援基金積立金の増。

福祉保健課関係では、歳入で新型コロナウイルス感染症検査助成事業補助金の増。歳出で新型コロナウイルス感染症検査委託料の増でございます。

細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

総務課長（村山詳吾）、福祉保健課長（鈴木正人）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（吉野 徹）

これより質疑を行います。

1 番、滝沢元一郎議員。

（1 番）滝沢元一郎

新規入所者ということなのですけれども、このことについては、施設が限定されているのでしょうか。グループホームとか、そういったものはどうなるのでしょうか。お尋ねいたします。

議長（吉野 徹）

福祉保健課長。

福祉保健課長（鈴木正人）

今現在、予定させていただいておりますのが特別養護老人ホーム、認知症介護対応型の共同生活介護ということで、いわゆるグループホームです。それから、地域密着の施設、軽費老人ホームということで、基本的に町内の入所系の施設は、網羅されているかと思っております。

議長（吉野 徹）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 65 号について採決いたします。

議案第 65 号について原案に賛成のかたの起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 65 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 4

議案第 66 号 津南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日 程 第 5

議案第 67 号 津南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（吉野 徹）

議案第 66 号及び議案第 67 号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

議案第 66 号及び議案第 67 号を一括して御説明申し上げます。

人事院勧告及び新潟県人事委員会勧告に基づき、本年度の職員の期末手当の改定について、所要の改正を行うものでございます。

細部につきましては、総務課長が御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

議長（吉野 徹）

総務課長。

総務課長（村山詳吾）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（吉野 徹）

これより一括して質疑を行います。

10 番、栞原洋子議員。

（10 番）栞原洋子

会計年度任用職員の今回の人事院勧告ですが、4 月から会計年度任用制度になったわけですけれども、臨時職員と言われていた職種のかたがた、それから、フルタイム、パートのかたも含めて、全て会計年度任用職員ということでこれが対象になるということですよ。

議長（吉野 徹）

総務課長。

総務課長（村山詳吾）

こちらの会計年度任用職員につきましては、フルタイム・パートタイムとも全て対象となっております。

議長（吉野 徹）

10 番、栗原洋子議員。

（10 番）栗原洋子

一般職もそうなのですけれども、会計年度任用職員に関しては、細かい給料表はまだ見ていないのですけれども、非常に低いといたしますか、一般職員もそうなのですけれども、やっぱり会計年度任用職員に関しては、本当に低い給料表になっているかと思えます。4 月から始まったばかりですので、今回の人事院勧告をそのまま受けて、こういう低賃金の皆さんに値する条例改正をするのはどうかなと思うのです。本当に何人くらいいらっしゃるのかも後でまた調べていただきたいのですが、一般職の給料表を準用するという事なのですよ。今、会計年度任用職員のいちばん低い給料表の職員は、大体額にしてどのくらいですか。

議長（吉野 徹）

総務課長。

総務課長（村山詳吾）

まず、前提のお話をさせていただきたいと思えます。今回の会計年度任用職員の条例改正につきましては、一般職の準用を受けているもので、一般職の数字が変わる関係で会計年度任用職員の条例の附則を変更してございます。一般職は 100 分の 130 という数字を使っているのですけれども、会計年度任用職員に関しては 100 分の 100 という数字で、そちらの支給基準は、今回下げずに 100 分の 100 のまま支給させていただいておりますので、今回の人事院勧告等による影響は、会計年度任用職員においてはございません。

それから、現在、手元に資料はないのですけれども、会計年度任用職員の給与につきましては、条例をまた後ほど御確認いただければと思えますので、申し訳ありませんが、よろしく願いいたします。

議長（吉野 徹）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

討論、採決はそれぞれ議案ごとに行います。

議案第 66 号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 66 号について採決いたします。

議案第 66 号について原案に賛成のかたの起立を求めます。

—（起立 11 名、非起立 2 名）—

賛成多数です。よって、議案第 66 号は原案のとおり可決されました。

議長（吉野 徹）

議案第 67 号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 67 号について採決いたします。

議案第 67 号について原案に賛成のかたの起立を求めます。

—（起立 11 名、非起立 2 名）—

賛成多数です。よって、議案第 67 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 6

議案第 68 号 津南町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（吉野 徹）

議案第 68 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

先日、津南町特別職報酬等審議会が開催され、審議会より特別職の期末手当の支給月額について、0.05 月引き下げることが適当との答申をいただきましたので、これを受けて所要の改正を行うものでございます。

細部につきましては、総務課長が御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

総務課長（村山詳吾）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（吉野 徹）

これより質疑を行います。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 68 号について採決いたします。

議案第 68 号について原案に賛成のかたの起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 68 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 7

発議案第 12 号 津南町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の提出について

議長（吉野 徹）

発議案第 12 号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員長。

議会運営委員長（草津 進）

先般、開かれました津南町特別職報酬等審議会より、津南町議会議員の期末手当の支給月数において0.05月引き下げることが適当との答申をいただきました。これを受けて、津南町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例について、所要の改正を行うものであります。

議員の期末手当の支給月数について、今年度12月支給分を0.05月引き下げる措置、来年度は、引下げにより支給月数が合計3.2月となるものを6月・12月ともに支給月数をそれぞれ1.6月とし、平準化するものであります。

なお、議会運営委員会、全員協議会でも検討をいただきました。

説明は以上であります。

議長（吉野 徹）

これより質疑を行います。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

発議案第12号について採決いたします。

発議案第12号について原案に賛成のかたの起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。よって、発議案第12号は原案のとおり可決されました。

議長（吉野 徹）

以上をもって、本臨時会に付議された事件の審議は全て議了いたしました。

これにて、令和2年第5回津南町議会臨時会を閉会いたします。

—（午前10時26分）—